

令和6年度水俣市新商品・新技術開発支援事業補助金公募要領

1. 事業の趣旨

本事業は、市内の個人企業を含む地場企業、誘致企業及び団体が行う新商品・新技術開発等に要する経費の一部を補助することにより、商品力の向上及び地域技術力の強化を図り、社会経済の変化に対応するとともに、世界に通用する地場企業及び誘致企業の育成・振興並びに新事業及び雇用の創出を図ることを目的としています。

2. 補助の対象者

本事業の補助の対象者は、以下のいずれも満たす者であることとします。

- (1) 市内に事務所を置く企業及び団体、並びに住民登録を有する個人。
- (2) 市税を滞納していない者。

3. 対象となる事業

本事業の補助対象となる事業は、以下のいずれかに該当する事業とします。

- (1) 国・県等の助成を受けて行う技術開発事業等をより高度化するための事業
- (2) 新製品の開発や既存製品の近代化、高付加価値化を図るための事業
- (3) 大学等の技術成果や知見を活用した産学官共同研究事業
- (4) 過去の調査等で得られた成果を実用化するための研究成果育成事業
- (5) 創業、新分野進出に向けた調査研究並びに技術研修事業
- (6) 地域でのITを活用したソフトウェア技術開発事業
- (7) 革新性の高い高度な機能を実現する製造技術開発事業
- (8) 市内企業による幅広い応用が可能な共通の基盤技術開発事業
- (9) ITや環境技術など先端技術と融合した新しいものづくり技術に関する先端的・独創的な研究開発事業
- (10) 小規模な新商品開発事業
- (11) その他、水俣の特性を活かした地域技術開発事業

4. 補助対象外事業

実施する事業が以下の項目のいずれかに一つでも該当する場合は、補助金の交付を受けることができません。補助金交付決定後も同様です。

- ① 新技術・新商品開発において、主要な部分を外注、委託する場合
(外注、委託とみなされる経費が新技術・新商品開発事業費全体の 50% 以上を占める場合は、ご注意ください。)
また、新技術・新商品の開発主体及び開発成果の取得主体が、実質的に、補助対象事業者でないと認められる場合
- ② 生産目的の設備投資、原材料や商品の仕入れ等営利活動とみなされる事業
- ③ 本補助対象期間内に実施する他の補助制度(委託を含む。)と、事業内容が重複する事業
- ④ 公序良俗に反する事業

5. 補助率等

本事業の補助率等は以下のとおりとします。

類型	補助率	限度額	備考
a. 連携型※1 (2 者以上の連携による申請)	補助対象経費※2 の 3 分の 2 以内	200 万円	補助金申請額が 30 万円未満 の場合は対象外
b. 単独型 (1 者単独での申請)		50 万円	補助金申請額が 10 万円未満 の場合は対象外

※1 水俣市では、これまで地域外の事業者と連携することが主であった市内事業者が、地域内の様々な資源を活かし、連携しながら市民や社会が喜んで応援するような事業を創出し、地域内での再投資を活性化するように応援しています。本事業の連携型により、「地域内での取引や共同事業が促進されること」を目指します。

※2 「6. 補助対象経費」を参照ください。

6. 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、以下の一覧表のとおりとします。（人件費は除く）

No	補助対象経費区分	内 容
1	設備費	開発に必要な機械装置の購入、製造、改造、借用、修繕又は据付に要する経費
2	原材料費	開発を行うために直接必要な原材料及び消耗品費
3	物品費	開発を行うために直接必要な工具器具部品の購入、製造、改造、借用、修繕又は据付に要する経費
4	外注費	開発に必要な機械装置又は工具器具部品の設計、製造、改造、修繕又は据付、試料の製造、分析、鑑定等の外注に必要な経費
5	委託費	開発に必要な調査又は部品の作成、組立等技術開発に必要な事項の一部を委託する経費
6	調査費	開発に必要な調査、研究、委員会等に要する経費又は報告書の作成に要する経費
7	技術指導 受入費	開発に必要となる大学、国、公立の研究所等から技術指導を受けるのに必要な経費
8	諸経費	開発を行うために直接必要な旅費、文献購入費、光熱水料、会議費、使用料、検査料等に必要な経費

- ・消費税は、補助対象経費から除外して算定ください。
- ・補助金交付申請額は、各補助対象経費区分の総額に、補助率(2/3)を乗じて集計した額（1,000円未満は切り捨て）となります。

7. 申請手続き

本事業の申請手続きについては、以下のとおりとします。

(1) 公募期間

令和6年5月7日（火）～6月28日（金） [17時必着]

(2) 提出書類

以下の各種様式は、市のホームページに掲載されています。

- ① 水俣市新商品・新技術開発支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（別紙1）
- ③ 収支予算書（別紙2） ※総表・明細表
- ④ 事業終了後5ヵ年の収支（販売）計画書（参考様式1）
- ⑤ 滞納のない証明書 ※提出日前3か月以内に発行（写し不可）
- ⑥ 法人の場合：直近1期分の貸借対照表及び損益計算書
個人の場合：直近の確定申告書一式（青色申告決算書、収支内訳書等含）
- ⑦ その他添付書類（予算の算出根拠となる見積書等の資料、会社概要、事業に関する説明資料等）
- ⑧ 提出書類チェックシート

(3) 申請書類提出先

水俣市産業建設部 経済振興課 経済振興室
〒867-8555 水俣市陣内1-1-1
TEL：0966-61-1628、FAX：0966-62-3311

(4) 申請書類提出方法

必要書類を全て揃え、窓口まで持参いただくか、郵送ください。

※郵送の場合は、令和6年6月28日(金)当日消印有効

8. 審査

(1) 提出された申請書類の内容について、応募要件の適否、対象経費等の書類審査を行います。

(2) 書類審査で応募要件を満たしていた案件について、外部有識者等により構成される「水俣市新商品・新技術開発支援事業補助金審査会」において審査を行います。審査会では、提案内容についてプレゼンテーション（申請者による説明、審査委員からの質疑応答 各15分程度）を行っていただきます。
なお、審査会の日時等は、後日、対象者へお知らせします。

(3) 審査会では以下の評価項目を基準とし、総合的な評価を行います。

- ① 商品・技術開発の目的・目標
- ② 商品・技術開発内容の優秀性
- ③ 商品・技術シーズの優秀性
- ④ 商品・技術開発の妥当性
- ⑤ 事業の新規性
- ⑥ 事業化による市場創出効果
- ⑦ 予想される市場環境
- ⑧ 事業計画の妥当性
- ⑨ 企業の財務能力
- ⑩ 地域経済の活性化効果
- ⑪ 事業の社会性

(4) 採択予定件数

- a. 連携型：1 件程度
- b. 単独型：1 件程度

(5) 審査結果の通知

審査結果については、審査終了後速やかに申請者に通知します。

(6) 採択後の注意事項

- ①採択された事業については、事業期間の中間時点で、事業計画・進捗状況等に関するヒアリングを行います。
- ②事業終了後は、翌年度の審査会の場にて、「事業化状況報告会」を開催します。事業化状況報告会では、事業化の状況等についてプレゼンテーションを行っていただきます。
- ③事業終了後は3年間、採択者の事業終了後のサポート（各種相談会、セミナー等の案内など）と市施策等への反映を目的とした、事業化状況の追跡調査を実施します。

9. 事業期間

交付決定日（審査結果通知日）から令和7年2月28日（金）まで。

※提出いただいた資料を基に事業実施確認・完了検査・精算手続きを行います。

10. 申請スケジュール

令和6年5月 7日（火）	公募開始
～6月28日（金）	公募締切
7月 下旬頃	審査会実施（プレゼンテーション）
8月 月上旬頃	交付決定・事業開始
10月 下旬頃	中間ヒアリング
令和7年2月28日（金）	事業終了・実績報告書提出期限
3月 月上旬頃	完了検査
7月 下旬頃	事業化状況報告会実施（プレゼンテーション）
令和8年～令和10年	
6月頃	状況調査（売上等の確認）

11. 問い合わせ先

水俣市産業建設部 経済振興課 経済振興室
〒867-8555 水俣市陣内1-1-1
TEL：0966-61-1628、FAX：0966-62-3311